

## アイオー・トラベラーズ ポイント制度 約款

2011年 7月 1日初版（施行日）

2011年 8月13日

2013年12月27日

2016年 2月 1日（最終改訂）

### 第1条（目的および適用範囲）

当社は、お客様の便益のため当社企画旅行商品及び当社で取り扱かう他社の募集型企画旅行商品を当社で購入されたお客様を対象にポイント付与サービスを行います。

2 本制度は、ポイント付与の対象となる旅行商品購入時の値引き、その他のサービスを行うものではありません。

3 お客様は、本約款に定められた方法により、お客様の取得されたポイント残高に応じて当社の指定したサービスを受けることができます。

4 この制度の名称は、『アイオー・トラベラーズポイント制度（以下「ポイント制度」という）』とします。

5 ポイント制度は、個人のお客様を対象に設けられた制度であり、法人のお客様はご利用頂けません。

6 本規約による会員種別は『普通会员』の区分とします。別に設ける『プレミアム会員』『ゴールド会員』『シルバー会員』については、別に定める約款によるものとします。

7 商品券で購入した場合の返金等に充てます。

8 本ポイント制度は日本国内においてのみ有効で、かつ日本国内に居住する方に適用されます。

### 第2条（用語の定義）

当社の実施するポイント制度で用いる用語を以下のように定義します。

- 1) 「1年間」とは、1月1日から12月31日までの1年間をいいます。
- 2) 「ポイント数」とは、本ポイント制度により付与されたポイント数をいいます。
- 3) 「ポイント残高」とは、有効期限内のポイント数を合計したものをいいます。
- 4) 「共同利用」とは、ポイント残高を複数の会員の方が一緒に利用することをいいます。
- 5) 「会員」とは、ポイント制度に登録された個人のお客様をいいます。
- 6) 時間については日本時間とし、0時から24時までを1日とします。

### 第3条（自動入会制度）

お客様は、ポイント付与対象商品を初めて購入された時点で自動的にポイント制度の会員として登録されます。

ただし、別に設けるプレミアム会員、ゴールド会員およびシルバー会員への入会は所定の手続きが必要です。

### 第4条（メールアドレスの登録及び変更）

当社は、登録されたお客様のメールアドレス宛にポイント残高等のメールを配信致します。そのため、お客様は1以上のメールアドレスを弊社に登録する必要があります。

2 お客様は、弊社に申し出ることにより登録したメールアドレスを変更することができます。この手続きを完了するまではメールアドレスは変更されません。

3 当社の送信したメールが不達で戻ってきた場合、当社は電話・郵便その他の方法によりお客様にご連絡することがあります。この場合、お客様のメールアドレスを変更するなどのお手続きをお願い

することがございます。

#### 第5条（ポイント制度の開始時期）

本ポイント制度は、2011年7月1日以降にご契約されたポイント付与の対象商品（第7条参照）から適用を開始します。

#### 第6条（基準通貨）

本ポイント制度によるポイントの付与、ポイントのご利用、計算、その他の事項については、日本円貨により計算致します。

- 2 日本円貨以外の通貨によるお支払い時には適用いたしません。
- 3 日本円貨以外の通貨による割引サービスや計算等を行いません。

#### 第7条（ポイント付与の対象商品）

当社は以下の旅行商品を対象として、ポイントの付与を行います。

- 1) 当社の実施する募集型企画旅行商品の全て
- 2) 当社の実施する受注型企画旅行商品の全て
- 3) 当社の実施する企画旅行商品と当社の販売する手配商品を組み合わせた旅行の場合には当該旅行商品が一連の旅程を構成するものの一部または全体を包含するものであって、かつ代表者が同一である場合に限り、企画旅行商品と手配商品の合算額をもってポイント付与の対象と致します。
- 4) 当社が提携する他の旅行会社の募集型企画旅行商品の全て  
「ビッグホリデー株式会社」様が主催し、当社が販売する旅行商品  
「東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）」様が主催し、当社が販売する『びゅう』商品  
「株式会社トラベルプラザインターナショナル」様が主催し、当社が販売する旅行商品  
「日の丸自動車興業」様が主催し、当社が販売する旅行商品  
いずれも当社店頭または当社のもつ販売チャンネルで購入されたものに限りま。

#### 第8条（ポイント付与の適用条件としての支払い方法）

ポイント制度を適用するための旅行代金等のお支払い方法は、以下の通りとします。

- 1) 弊社店頭での現金によるお支払い。
- 2) 日本国内の金融機関からの振込みによるお支払い。国際送金による収受入金は、ポイント制度の対象外とします。

#### 第9条（ポイントの付与率）

標準的なポイントの付与は、下記の通りとします。ただし、日本円貨1,000円を最低金額とし、1ポイント未満を切り捨てます。

- 1) 当社の旅行商品については、旅行費用の総額の1%。
- 2) 他社募集型企画旅行の場合は、下記の通り付与します。  
ビッグホリデー株式会社の旅行商品の場合は、お支払い総額の1.00%  
東日本旅客鉄道株式会社の旅行商品の場合は、お支払い総額の0.50%  
株式会社トラベルプラザインターナショナルの旅行商品の場合は、  
お支払い総額の1.00%  
日の丸自動車興業株式会社の旅行商品の場合は、お支払い総額の1.00%

- 2) ポイントの付与率計算については、消費税相当額を含めた総額をもって計算いたします。
- 3) ポイントを適用して旅行商品を購入する場合は、ポイントを適用した後の支払い総額を対象とし

てポイントの付与を致します。

4 当社が別に行う下記の割引サービスを併用した場合は、以下の通り取り扱います。

『江東区 社会貢献事業 さざんかカード事業』並びに株式会社NTTドコモ様の西大島店及び東陽町店の『マイショップ』制度による割引サービスの適用を受ける場合は、当該割引サービスの適用後の支払い総額をもってポイント付与の対象と致します。

5 特定の期間あるいは特定の商品に限ってポイントの付与率を変更する場合があります。詳細は、別途ご案内致します。また当社ホームページでご案内することもあります。

#### 第10条（ポイント付与の時期）

当社は、お客様がポイント付与の対象となるご旅行を完了され、ご自宅に帰宅した日の翌日を以てポイントを付与致します。

2 当社がお客様のご帰宅日を判定できない場合は、当該旅行サービスを受けることがなくなった日から起算して30日後の日をもってポイントを付与致します。

3 ポイントの付与は当社が自動的に行います。お客様は特にポイント付与の手続きは必要ございません。

4 返金を行なうためにポイントを付与する場合は、第1項の規定によらず返金を行なう日の翌日をポイント付与の日とします。

#### 第11条（ポイント付与の対象者）

当社は、旅行の申し込み（契約）をされたご本人様個人、グループでご参加の場合はその代表者の方を以てポイント付与の対象者と致します。

2 上記の場合で代表者から旅行契約時に申し出のあった場合は、代表者以外の他の旅行同伴者を対象として付与することが出来ます。ただし、この場合はポイント付与対象者の方のメールアドレスを1つ以上登録する必要がございます。

#### 第12条（登録内容と取り扱い）

当社は、ポイント制度の適正な運営・管理、品質向上を図ると共に、お客様の個人情報について、当社プライバシーポリシーにより収集、登録、管理致します。詳しくは当社ホームページをご覧ください（URL：<https://io-travelers.jp/>の最下段に参照リンクがございます）。

#### 第13条（会員証の不発行及びポイント残高の確認）

当社は、お客様に対してポイントの会員証その他の書面を発行致しません。ポイント残高などの情報は、当社の社内情報データベースによって管理致します。

2 定期的にお客様のメールアドレスにポイント情報やその他サービスに関する情報を配信致します。お客様は、このメールによりポイントの残高などをご確認いただけます。

3 お客様は、登録されたメールアドレスから当社にメールを送信する、または書面により現に有効なポイント残高を確認することができます。また、当面の間当社営業時間内での電話によるポイント残高の照会サービスを行います。

#### 第14条（ポイントの有効期限）

付与されたポイントの有効期限は、付与された後3年後の12月31日までです。例えば平成28年2月1日に付与されるポイントについては、平成31年12月31日まで有効です。

2 有効期限の過ぎたポイントは、以後使うことが出来ません。なお、有効期限の到来していないポイントはそのまま継続してご利用頂けます。

3 第23条（休止及び中止）によりポイント制度を休止した場合は、休止期間に関係なく再開した日をもって取得したのものとして取り扱います。

4 第20条により継承または譲渡したポイント残高の有効期限は、継承または譲渡する前の有効期限と同じになります。

5 返金等を目的として付与したポイントの有効期限についても、本条を適用します。

#### 第15条（ポイント残高の使い方）

有効期限内のポイント残高は、当社の販売する下記のものをご購入される際の代金の一部に充てることが出来ます。この場合、第18条（ポイント換算率）をもって計算いたします。

1) 当社の販売する企画旅行商品の代金

2) 当社の販売する手配旅行商品のうちチケット代金及び手数料

ただし、空港施設利用税、入湯税、燃油サーチャージなどの諸税相当額を充てることが出来ません（当社が諸税相当額を含めてご請求した場合を除く）。

3) 当社が提携する他社の募集型企画旅行の代金

4) 当社が提供する旅行商品以外の物販物などの代金

2 一回のご購入で使用できるポイント数の上限数は、商品の価格（前項の各価格）の合計金額の50%を上限数とします。ただし個別に定める旅行商品については全額をポイント残高からお支払いすることが出来ます。

3 1回のご利用は、100ポイント単位でのご利用となります。共同利用の場合も、それぞれ100ポイント単位からのご利用となります。

4 お客様は、旅行商品の購入にあたって、お客様の保有するポイント残高を使おうか、使わずに蓄積されるかについて都度ご選択いただけます。担当者までお申し付け下さい。

5 当社が提供する旅行商品以外のサービス等をご購入される場合などでもポイント残高を使用することが出来ます。この場合、ポイント残高の利用方法及び換算等については、別途登録されたメールアドレス宛てにご案内致します。

#### 第16条（ポイント制度と併用できる各種サービス等）

ポイント制度によるサービスは、当社が別に行っている以下の制度と併用できます。

(1) 『江東区 ことみせ事業』による各種サービス

(2) 『江東区商店街連合会』または『江東区商店街振興組合連合会』の発行する商品券

(3) 『江東区勤労者福祉サービスセンター』の会員が有効な会員証を提示して受ける割引サービス。

(4) 株式会社NTTドコモ西大島店及び東陽町店が実施する『マイショップ』制度による割引サービス。

(5) その他当社が本ポイントサービスと併用できることを明示したもの。

2 前項以外の他の割引サービスをご利用になる場合は、当該ポイント制度の対象外といたします。

#### 第17条（ポイント残高の蓄積及び利用の優先順位、先入れ先出しの原則）

お客様がポイント残高をご利用される場合、自動的にポイントの有効期限の到達の早いものから順に宛てられます。この場合、特にお客様から申し出などの必要はありません。

#### 第18条（ポイント換算率：平成28年2月1日現在）

当社の実施する企画旅行商品（手配旅行を含みます）及び他社募集型企画旅行商品をご購入される場合は、1ポイントにつき日本円貨で1円として計算いたします。

2 当社の販売する旅行商品以外の物販商品などにポイントをご利用される場合は、2ポイントにつき日本円貨1円として計算いたします。

3 第1項とは別に当社は旅行商品を限定し、かつ販売期間を区切ってポイント換算率を変更することがあります。この場合、登録されたメールアドレス宛にご案内致します。

#### 第19条（ポイントの寄付）

お客様は、お客様からの申し出により、NHK歳末たすけあい、海外たすけあい等の公共・公益機関が実施する寄付に、お客様のポイント残高の一部または全部を寄付応募することができます。寄付を希望されるお客様は、弊社担当者までご連絡下さい。

2 寄付の実施時期は、当社が別に行う寄付の時期と合わせて行います。そのため寄付行為に関する手続き、その他必要な費用等はお客様には請求いたしません。

3 お客様に対しては、当社が寄付を行ったことを明示するメールをお客様の登録先メールアドレスにメールを送ることによりご報告いたします。郵送などを含む書面でのご報告は行いません。

4 お客様の個人情報を除いた形で当社ホームページなどに発表することがあります。

#### 第20条（ポイント残高の継承及び譲渡）

有効期限内のポイント残高については、お客様からの書面による申し出により、ご家族様（3等親まで）に一部または全部を一括して継承または譲渡することができます。

2 ポイント残高の一部を継承または譲渡する場合は、お客様の保持されているポイント残高のうち有効期限の到達の早いものから順に100ポイント単位での継承または譲渡となります。継承または譲渡されなかったポイント残高はお客様に帰属します。

3 継承または譲渡を受けたお客様は、継承または譲渡された日をもってポイント残高を使用することが出来ます。継承または譲渡するお客様は、当該日をもってポイント残高が減少します。

4 継承または譲渡を受けるお客様は、本制度の会員として登録されることを承諾して頂きます。

5 継承または譲渡を受けるお客様は、当社にメールアドレスの登録が必要です。

6 継承または譲渡を受けられたお客様は、本ポイント制度の適用を受け、その範囲においてポイント残高をご利用いただけます。

7 ポイント残高の継承及び譲渡の手続きに必要な費用は、年間1回に限り無料とします。2回目からは消費税相当額を含めて1回あたり300円を頂きます（店頭での現金決済となります）。

#### 第21条（グループでのポイント残高の共同利用）

有効期限内のポイント残高については、お客様からの依頼により、ご家族や友人その他のグループの方と合わせてご利用いただけます。

2 個々のお客様のポイント残高を合算して共同利用される場合は、代表者の方が個々のお客様のポイント残高の状況を鑑み、それぞれ利用するポイント残高の数量を決定し、その旨弊社担当者までお申し付け下さい。

3 旅行商品以外の物販物をご購入される場合も、前項までの取り扱いと同じと致します。

#### 第22条（旅行の変更、取消し、中止その他の場合の計算）

旅行の変更、取消し、中止等に伴う払い戻しや取り消し料金などの計算を行う場合は、ポイント制度適用後にお支払い頂く旅行代金をもって、計算致します。

2 他の併用できる割引制度を併用した場合は、当該制度を適用した後の金額をもって計算致します。

### 第23条（休止及び中止）

天災、紛争など予期せぬ事態が発生した場合、当社はおお客様に対して事前の意思表示をすることなくポイント制度の休止あるいは中止する場合がございます。この場合、お客様のポイントは一時的に使用なくなることがあります。ポイント制度が再開した段階で登録されたメールアドレス宛、または当社ホームページ等でご案内致します。

2 当社は、当社の判断でポイント制度を中止または取りやめることがあります。この場合、事前にお客様に対して当社のホームページあるいは登録されたメールアドレス宛てにその旨発表し、併せてこれまでに取得した有効期限内のポイント残高の還元方法等についてご案内致します。

### 第24条（ポイント制度約款の変更）

当社は、当社の判断でポイント制度を変更することがあります。この場合お客様に対して当社のホームページサイトでご案内致します。

### 第25条（入会金、年会費）

当該ポイント制度は、当社が独自に行うお客様へのサービスであり、入会金や年会費その他の費用は無料とします。ただし、別に設けるプレミアム会員、ゴールド会員およびシルバー会員は所定の入会金や年会費が発生します。

### 第26条（退会）

お客様は、所定の手続きを行った上でいつでも退会することが出来ます。退会された日をもって、それ以前に取得されたポイント残高は全て失効します。

2 当社は、お客様が不正な目的や手段によりポイント制度を悪用し、当社が損害を受けると判断した場合、お客様に対して一定の手続きを行った上で退会処分することがあります。この場合、退会となるお客様のポイント残高は失効します。

### 第27条（現金等換金の制限）

ポイント制度は、お客様に対する旅行代金の割引等の優待サービスとして行なうものであり、ポイント残高の一部または全部を現金やその他の金銭、有価証券等との交換、買取などは出来ません。

### 第28条（商品券で購入した場合の適用）

第16条第1項（2）による商品券で購入された旅行商品について、お客様の都合による取消・変更その他により返金が必要となった場合は、その全額を同等額に相当するポイント数を付与することにより返金したものと取り扱います。この場合、現金その他の金種を問わず対象額の全額をポイント数の付与の対象とします。

2 グループまたは団体の場合は、原則としてその代表者に対して付与いたします。

3 第2項において代表者の方に付与することを望まない場合は、団体の代表者が構成員の全員についての必要な情報を収集取りまとめの上、弊社に届け出て下さい。弊社で確認をした後に付与いたします。